



# 社会保険(雇用保険、厚生年金、健康保険)の適用もされない特別区の清掃関連非正規労働者の賃金・労働条件の改善を強く求める

## 平成26年度給与改定(第1回)団体交渉

14春闘は、デフレ脱却・経済再生に向けた賃金のベースアップ(ベア)が問われています。大手企業のベア実施という回答を中小・未組織労働者に波及させる重要な局面にあります。こうした14春闘を背景に、わが組合は、給与制度の総合的見直しに関する要請署名に取組み、初めての取組となった地連単位の春闘討論集会を積み上げ、現業系人事・制度改善を区段階からも追い込みながら積極的に闘っています。3月13日18時38分から、平成26年度給与改定(第1回)団体交渉を行い、第5回中央委員会で確認した「2014年度現業系賃金・人事制度に関する要求書」を区長会に提出しました。

職務・職責に見合う賃金水準、切替調整号数の即時廃止、技能主任昇任資格基準の改善、再任用の賃金水準の改善、非正規労働者の賃金・労働条件改善に向けた努力等を求め、国家公務員の「給与制度の総合的見直し」を地方公務員の給与水準引下げに結び付けようとする国からの要請に屈することなく、労使による自主的・主体的な解決を求めました。

### ① 国家公務員の給与制度の総合的見直し

昨年11月15日、政府は、国家公務員給与について、総人件費抑制の観点から見直し、具体的な措置をまとめるよう人事院に対し要請すると閣議決定しました。地方公務員給与について「適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請する」としています。

昨年8月8日、人事院報告で明らかにされた「給与制度の総合的見直し」は、2006年の給与構造改革と同様に、地域間や世代間の配分の見直しは柱である

不当な介入です。賃金は、自治体労使の自律的な交渉と合意により決定することが大原則である以上、区長会は、国による不当な要請に屈することなく、毅然と対応していく必要がある」として、主体的な賃金決定を行うとしました。

### ② 現業系職員の賃金制度(水準)の改善

清掃業務は、区民や事業者への排出指導など、公権力を伴う職務内容も増えています。小学校に出向いて、分別ゲームなどを通して、清掃事業を学ぶ環境学習も高い評価を得ています。職員間の連携による指導業務や環境学習は、長年の知識や経験無くしては担えない職務です。

職員の職務・職責はますます増大する一方で、賃金が引き下げられるばかりでは、職務に対する意欲の維持が困難となります。職責

### ③ 保障額表から業務職給料表への切替えに係る課題

私たちは、業務職給料表の切替えに伴う昇給調整措置の見直しとして、調整号数の一日も早い廃止を求めています。

2012年の賃金定期に、「年齢による昇給抑制を受けける者については、調整号数を1号減する」という改善が図られました。し

同様に昇任・昇格し

た職員の給料号給を比較すると、職歴の短い職員の給料号給が職歴の長い職員の号給を、数年後に追い越してしまう例が起ることが明らかになっています。職歴が長い職員の方が、多くの調整号数を保有するため2010年度に保障額表

### ④ 現業系人事制度

現行の技能主任昇任資格基準は、1級職歴16年以上(前歴持ち込み2分の1、6年限度)です。新規採用後、昇任機会が生ずるのは最短でも10年です。現業系職員は、高齢での採用も多く、40歳台後半で初めて昇任資格が発生する職員も少なくありません。行政系の昇任機会と比べてもあまりにも不利な制度です。

統括技能長・技能長選考では、身分切替後の各区独自選考によって、区ごとの年齢構成や昇任枠のアンバランスにより、昇任選考に困難が生じ、人事の停滞が生じています。昇任意欲のある職員がいても、昇任枠

「所要の見直しは図られている」「今後とも各特別区における運用状況等を踏まえつつ、適切な検討を」と区長会は答えています。

### ⑤ 高齢期雇用制度

現行の再任用賃金水準は一部年金が支給されることから職員が本来的趣旨であることが再三にわたって指

から給料表への切替えが実現して既に4年。制度矛盾による事例が今後多く起り得るのです。職場での大きな混乱が懸念されますし、人事管理上から考えても大きな問題です。

この問いかけに対し、区長会は「業務職給料表の号給切替えに伴う、昇給調整措置は、今後とも、皆さんと協議」としました。

### ⑥ 清掃事業に従事する非正規労働者や臨時職員の賃金・労働条件の改善

「車付雇上」と呼ばれる立場から、これら非正規労働者や臨時職員の賃金の引き上げや保護具の支給など、何十年も継続して働いても日雇い扱いされている実態があります。「健康保険」「厚生年金」「雇用保険」の適用もされず、関係機関からは3保の適用の指導が入っていると聞き及んでいます。

用と年金の接続」への対応を図ることとし、給与については現行制度を適用することとなっています。

区長会は、引き続き、民間における高齢期雇用のあり方や、国、他団体等の動向を注視しつつ、適切に対応する考えです。



正規職員との均等待遇の